

[contents]

- 2 第25回年金部会「高齢期の就労と年金受給の在り方について」
平成26年9月30日、厚生労働省は第25回社会保障審議会年金部会を開催し、「高齢期の就労と年金受給の在り方について」審議を行った。
- 3 10月より「資格取得届」提出時の取扱いが変更
平成26年10月より「資格取得届」が提出された際の日本年金機構による取扱いについて、本人確認事務と外国籍の人の届において変更があった。
- 4～6 クローズアップ年金事務所
大宮年金事務所
「お客様第一」をモットーに多くのお客様の対応を行う一方で、年金制度の周知広報に力を入れ国年保険料の納付率アップを目指す大宮年金事務所を取材した。

Topics

システム刷新プロジェクト 情報公開を開始

厚生労働省と日本年金機構では、平成18年度よりシステム刷新プロジェクトを開始し、「提供するサービスの公正性の確保」、「業務運営の効率化」、「業務運営における公正性の確保」を基本理念として公的年金に係る業務・システムの抜本的見直しに取り組んできた(図1)。平成26年度からは「フェーズ1」として、制度改正の影響を受けない各制度共通の事務処理機能の構築にあたっている。

日本年金機構では、平成26年9月9日、ホームページにてプロジェクトに関する情報公開を開始した。情報公開の内容は「社会保険オンラインシステム」、「公的年金業務の処理概要」、「システム刷新」、「プロジェクトの概要」、「番号制度への対応の概要」となっており、プロジェクトに関する意見も募集している。

① 社会保険オンラインシステム

公的年金業務に使用する「社会保険オンラインシステム」の概要、事務処理の概略、システムの構成概要、外部との情報連携について見ることができる。

② 公的年金業務の処理概要

国民年金と厚生年金保険等の

図1 プロジェクトの概要

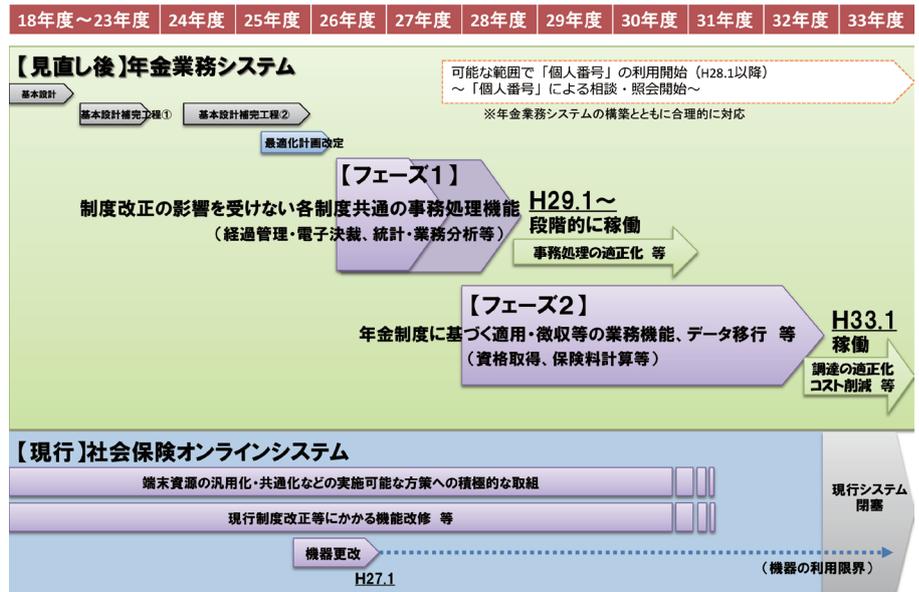
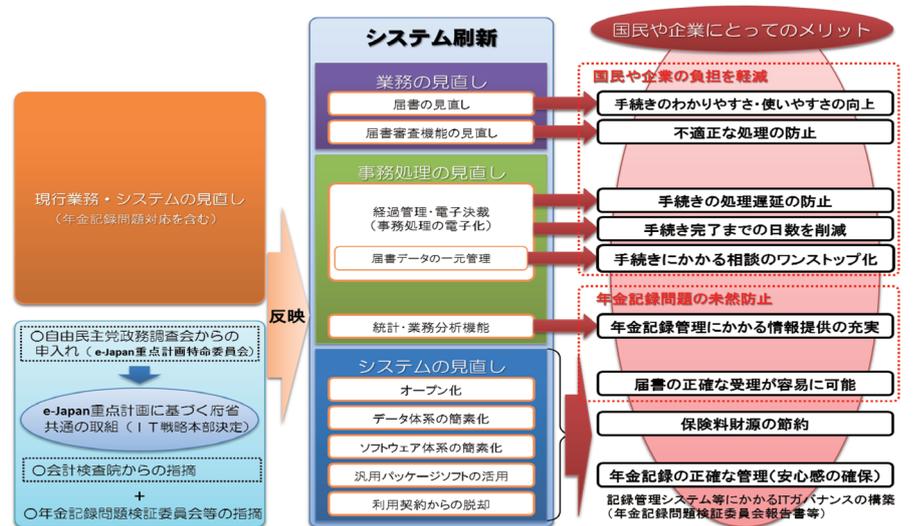


図2 システムの刷新



被保険者の適用、各種保険料の徴収、年金給付等の各種給付、相談対応の事務処理体制、事務手続きの流れの概要について見ることができる。

③システム刷新

システム刷新の実施概要、今後の進め方、システム再構築のイメージ、年金記録管理の変更イメージ、新システムの構成、

業務プロセスの見直しの概要、事務処理方法の新旧比較、見直し後の事務処理等のイメージを見ることができる(図2)。

④プロジェクトの概要

システム刷新の実施スケジュール(概要)、フェーズごとの大まかなイメージ、システム構築の実施体制を図(図1)で見ることができる。

⑤番号制度への対応の概要

基礎年金番号と「マイナンバー(個人番号)の紐付け、番号制度への対応に係る社会保険オンラインシステム全体概要図、個人番号管理システム等の概要、各機能の概要と必要性について見ることができる。

第25回年金部会「高齢期の就労と年金受給の在り方について」

平成26年9月30日、厚生労働省は第25回社会保障審議会年金部会を開催し、「高齢期の就労と年金受給の在り方について」審議を行った。

現行の年金制度は20歳以上60歳未満の40年間保険料を納付(拠出)し、65歳から年金を受給することを基本として設計されている。しかし、雇用確保措置の導入が義務付けられた平成18年4月以降、60~64歳層で雇用者数が増加し就業率が上昇している。さらに、わが国の高年齢者の就業意欲は非常に高く、内閣府「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」(2013年)によると65歳以上まで働きたいと回答した人が約9割を占めている。就労率が上がれば、保険料の拠出能力もアップする。

平成25年4月には高年齢者雇用安定法が改正され、企業に対する65歳までの雇用確保措置は強化された。しかし、65歳以降については、働き続けることができる環境が整備されている企業は少数である。企業のみを高年齢者の就労の場を求めるのは限界があり、今後は高年齢者の活動・活躍の場を他にも拡大していくことが求められる。

年金受給の在り方については、高齢期の就労の変化に伴

い、次の2点の検討が求められる。

○65歳まで働くことを標準とした場合の年金の制度設計の在り方

○65歳以降も年齢に関わりなく多様な働き方での就労機会が拡大していくことを前提とした就労と年金受給の選択肢の拡大

この議論の前提となるのが、保険料の拠出期間の延長(45年間)であり、20~65歳の人はず年金制度に加入することとなる。

こうした条件*を設定したうえで基礎年金給付がどれくらい上がるかを試算・検証すると、

平成30年度まで基礎年金給付費とその基礎年金国庫負担は現行の推移と全く同じだが、納付年数の上限延長が完了する平成42年度には、基礎年金給付費は現行より0.5億円の増額、それに対して基礎年金国庫負担は現行より0.3億円の増額となる。最終的に平成122年度には基礎年金給付費は現行より1.2億円増加、それに対する基礎年金国庫負担は現行より0.6億円の増加となる(図3)。

※その他、基礎年金給付算定の時の納付年数の上限を現在の40年(20~60歳)から45年(20~65歳)に延長し、納付年数が伸びた分に合わせ基礎年金が増額する仕組みに変更した。また、65歳以上の在職老齢年金の廃止を試算条件として設定した。

図3 制度と試算における基礎年金の財政見通しの比較

○ 前述のような制度設計のオプション試算Ⅲにおける基礎年金給付費と国庫負担の見通し(平成26年度価格)を、現行制度によるものと比較すれば、以下のとおり。

(単位:億円)

| 年度 | 現行 | | オプションⅢ | |
|-------------|------------|------------|------------|------------|
| | 基礎年金給付費 | 基礎年金国庫負担 | 基礎年金給付費 | 基礎年金国庫負担 |
| 平成26(2014) | 21.8 | 11.1 | 21.8 | 11.1 |
| 平成30(2018) | 22.7(24.3) | 11.5(12.4) | 22.7(24.3) | 11.5(12.4) |
| 平成42(2030) | 19.4(29.7) | 9.9(15.2) | 19.9(30.4) | 10.2(15.6) |
| 平成54(2042) | 17.6(36.2) | 9.0(18.6) | 19.2(39.6) | 9.9(20.4) |
| 平成67(2055) | 16.2(46.0) | 8.4(23.7) | 18.5(52.4) | 9.6(27.1) |
| 平成72(2060) | 15.4(49.6) | 8.0(25.6) | 17.7(56.9) | 9.2(29.4) |
| 平成82(2070) | 13.8(56.6) | 7.1(29.2) | 15.9(65.2) | 8.2(33.8) |
| 平成92(2080) | 12.1(63.9) | 6.3(33.0) | 14.0(73.6) | 7.2(38.1) |
| 平成102(2090) | 10.5(70.9) | 5.4(36.6) | 12.1(81.7) | 6.3(42.3) |
| 平成112(2100) | 9.1(78.6) | 4.7(40.5) | 10.5(90.5) | 5.4(46.9) |
| 平成122(2110) | 7.9(87.5) | 4.1(45.1) | 9.1(100.8) | 4.7(52.1) |

(資料)平成26年財政検証結果及びオプション試算結果をもとに作成。いずれもケースEの数字を使用。

(注)「平成26年度価格」とは、賃金上昇率により、平成26(2014)年度の価格に換算したもの。()内の計数は換算前の実額。

10月より「資格取得届」提出時の取扱いが変更

平成26年10月より「資格取得届」が提出された際の日本年金機構による取扱いが変更になった。変更点は次の2点。

〈1〉資格取得時の本人確認事務について

「マイナンバー」(個人番号)の導入に向けて、平成26年10月1日受付分から、日本年金機構では、新規に基礎年金番号を付番する際には、「住民票コード」を収録する。事業主が基礎年金番号を確認できない場合は、「資格取得届」に住民票の住所を記入する(図4)。

〈2〉外国籍の人の「厚生年金保険被保険者資格取得届」等について

平成26年10月1日受付分から、外国籍の人の「厚生年金保険被保険者資格取得届」を提出する際には、同時に「ローマ字氏名届」も提出することとなった。「厚生年金保険被保険者氏名変更届」や「国民年金第3号被保険者関係届」についても同様。

これまでは「アルファベット氏名(変更)届」を任意に提出すればよいことになっていたが、「ローマ字氏名届」を必ず提出することで、外国籍の人の年金記録を適正に管理することができるとしている。

なお、届出については、以下の点に留意する必要がある。

- 届出には、在留カード、住民票の写し等に記載のある氏名を記入する。
- 届出後も、日本年金機構から送付する通知書や健康保険被保険者証はカナ氏名で表示される。
- 既に被保険者である外国籍の人についても、「ローマ字氏名届」を提出する。

図4 新たに社員雇用する場合に事業主が行うこと

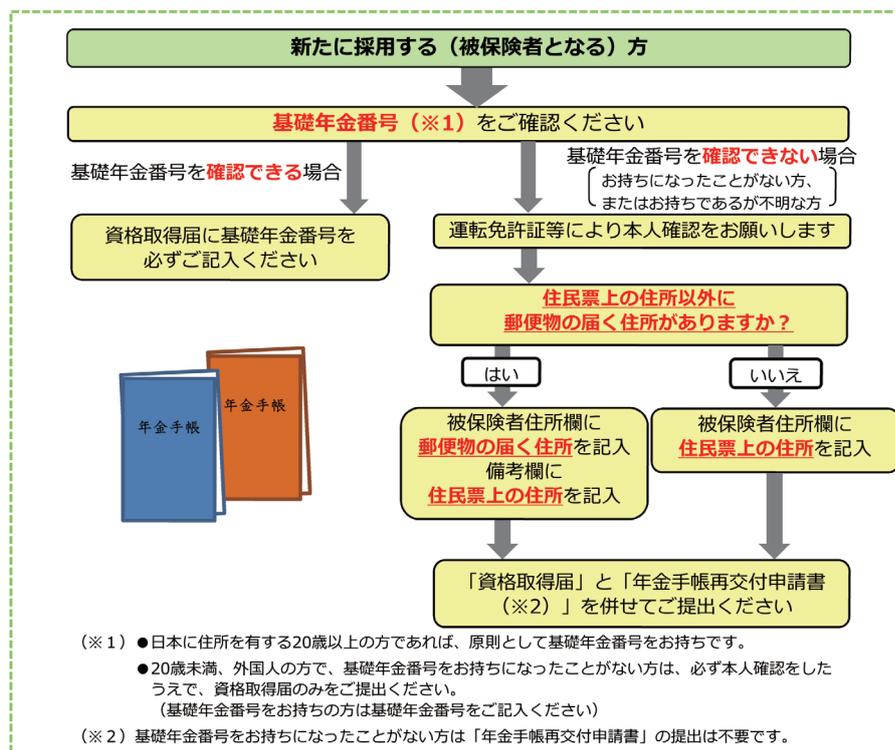


図5 「ローマ字氏名届」の記入例

| 厚生年金保険被保険者 | | ローマ字氏名届 | |
|---------------------|-----------------------|--|------------|
| 年金手帳の基礎年金番号 | 生年月日(西) | 性別 | 住民票の有無 |
| 0:9:8:7:6:5:4:3:2:1 | 1:9:9:0:0:9:1:1 | 1 男 2 女 | 1 無 2 有 |
| 被保険者氏名 | | | |
| 姓(フリガナ) | 名(フリガナ) | 在留カード(または特別永住者証明書)または住民票に記載されているローマ字氏名を大文字で記入してください。 | |
| 姓(ローマ字) | 名(ローマ字) | HONG KILDONG | |
| 姓(フリガナ) | 名(フリガナ) | 理由を記入してください。 | |
| 姓(ローマ字) | 名(ローマ字) | 理由() | |
| 姓(フリガナ) | 名(フリガナ) | 住民票に漢字氏名の記載がある方は、記入してください。(記入は任意です) | |
| 姓(ローマ字) | 名(ローマ字) | 住民票に漢字氏名の記載がある方は、記入してください。(記入は任意です) | |
| 姓(フリガナ) | 名(フリガナ) | 住民票に漢字氏名の記載がある方は、記入してください。(記入は任意です) | |
| 姓(ローマ字) | 名(ローマ字) | 住民票に漢字氏名の記載がある方は、記入してください。(記入は任意です) | |
| 〒 | 千代田区霞ヶ関1-2-2 | 事業主印を押印してください。ただし、事業主が署名した場合は押印不要です。 | |
| 事業所所在地 | 年金サービス 株式会社 | 事業主印を押印してください。ただし、事業主が署名した場合は押印不要です。 | |
| 事業所名称 | 年金 良一 | 事業主印を押印してください。ただし、事業主が署名した場合は押印不要です。 | |
| 事業主氏名 | 電話番号 03 - 1234 - 5678 | 事業主印を押印してください。ただし、事業主が署名した場合は押印不要です。 | |
| 社会保険労務士の提出代行印 | | | |

国民年金保険料に未納期間がある人に通知

日本年金機構は平成26年10月3日に、国民年金保険料の未納期間がある人(平成26年9月10日時点)に対して「国民年金未納保険料納付勧奨通知書」(催告状)を送付した。これは未納

期間の保険料納付を目的として、保険料免除申請期間の拡大※1や後納制度※2について改めて通知した。

- ※1 平成26年4月から、2年分まで遡って保険料の免除を申請できる。
- ※2 平成27年9月まで過去10年分までの保険料を後納できる。

【クローズアップ年金事務所】

年金制度の周知広報に 力を入れ国年保険料の 納付率アップを目指す

大宮年金事務所（埼玉県）

東北・上越新幹線やJR高崎線、宇都宮線、埼京線、川越線、京浜東北線、東武野田線が通り、交通の要所である、さいたま市。その北部にあるのが大宮年金事務所だ。管轄地域はさいたま市(西区、北区、大宮区、見沼区、中央区)、上尾市、桶川市、北本市、鴻巣市、北足立郡伊奈町の5区4市1町。管内の合計人口は113万3,622人(平成25年4月1日現在)で、埼玉県人口の16.7%を占めている。埼玉県は国年納付率が低く平成25年度は全国ワースト3。年金制度を広く知ってもらい納付率をアップしようと、学校での年金セミナーなど地域年金展開事業に力を入れている。



職員 80 名の大規模事務所 組織も5課1室と特別編成

大宮年金事務所を訪れてまず思うのは、お客様の数の多さ。ほかの年金事務所なら比較的人の出入りが落ち着く午後の時間帯でも、窓口はにぎわっている。さすが人口113万人余りを管轄する年金事務所。1日の平均来客数は、お客様相談室、適用調査課、国民年金課を合わせて259人にのぼるといふ。

「埼玉県の各年金事務所に共通しますが、管轄する事業所数、被保険者数が多く、ご相談に見えるお客様も多いので、お客様をお待たせしないような対応を心がけています」と話すのは、

神農和正所長

茨城県の水戸年金事務所、長野県の長野南年金事務所を経て、今年4月より現職だ。



同年金事務所の職員も合計80名と多い。内訳は正職員35名、准職員15名、有期職員29名、アシスタント1名。また、組織編

成も一般的な年金事務所とは異なり、通常は厚生年金適用調査課が行う庶務関連の業務は「総務課」を置いて実施し、厚生年金適用調査課は適用調査業務に特化して仕事に当たる。また、国民年金課は1課・2課を置いて業務を行っている。

機構が発足してから4年以上が経過して感じることは、やはりお客様に対する職員の対応の変化だと神農所長は話す。

「以前は年金記録問題で『お役所仕事だ』とお叱りを受けましたが、いまは『お客様第一』『お客様に身近な年金事務所でありたい』という意識が職員間に定着してきたと思います」。

総合窓口でも、お客様がどのような目的で来たかを丁寧に聞いたうえで、各窓口案内している様子が見受けられる。また、入り口には「私たち大宮年金事務所は、ニコニコ、ハキハキ、テキパキ対応します」と書かれた看板も。サービスに対する職員の姿勢が見える。

大宮年金事務所では、現状に甘んじず、サービスの見直しや改善にも常に取り組んでいる。

まず、若い職員たちが「業務改善委員会」を組織。委員たちは事務所内を回り、何か問題に気が付くと話し合い、工夫や見直しを行っている。

「業務改善委員会の活動は非常に活発。案内板をわかりやすくしたり、暑い夏にはお客様のためにうちわを置いたりもしました」。

また、お客様の待ち時間短縮のため、窓口が混雑しているときには内部職員も相談に出ていくことにしているほか、所内の全員が窓口業務に当たれるように、希望者を対象に事務所内で研修を実施している。お客様相談室の職員が講師となり、座学は月1回夕方に、実践は一人月1回実施している。また、職員の健康面やメンタル面の管理も重視している。

「お客様に良いサービスを提供するには、職員が明るく楽しく仕事ができる職場にすることが欠かせないので、職員間のコミュニケーションも良くしていきたい。業務の実績も、職場環境がどうであるかで変わってくると思っています」。

埼玉県は平成25年度に全国ワースト3となってしまう。今後の目標は「脱ワースト3」。

「北関東信越ブロックの国年の被保険者のうち38%を埼玉県が占めるので、埼玉県の納付率が上がると、ブロック全体の納付率が上がるという期待もかかっています。納付率が向上するように、目の前の納付督促に力を入れるほか、制度の広報を積極的に行うことが必要だと思っています」。

そのため、大宮年金事務所では地域年金展開事業に特に力を入れている。専門学校・大学を中心にして「年金セミナー」や、企業向けの年金制度説明会を積極的に開催しており、今年10月からは高校生向けの年金セミナーも開催することになった。

「年金に対する意識はすぐには変わるものではないと思うので、将来を見据え、若い世代に対して早いうちから地道に広報をしていくことが、制度理解や納付率向上に欠かせないと考えています」。

年金セミナーに手ごたえ 公民館講座や回覧板でも周知

その地域年金展開事業を担当しているのが、宮澤明正副所長。

外資系生命保険会社出身で、平成22年1月の日本年金機構発足と同時に採用され、新潟東年金事務所を経て昨年4月に大宮年金事務所に着任した。

年金セミナーでは宮澤副所長自らも講師となり、学生たちを相手に年金制度について説明している。

「年金にまつわる誤解を解くと同時に、制度を正しく理解し



てもらおうように努めています。若い人たちの間には、『年金は年をとってからもらうもので、今の自分たちにはまだ関係ない』と思っている方も多いのですが、障害年金や遺族年金の話をする、『そうなんだ』『なるほど』と言ってくれ、手ごたえを感じます。また、企業向けの年金制度説明会でも、社員のお子さんや親せきの方々も啓発される機会になるとお話をしています」と宮澤副所長。

また、宮原地区の町内会長連合会の協力を得て、公民館の教養講座等での年金制度説明会を積極的に開催する予定のほか、回覧板の周知効果も大きいと期待している。

「年金事務所は直接的な広報の手段を持っていないので、こうした町内会の協力が得られることは、その後の広がりも考えると大きいです」。

さらに、埼玉県は地域型・職域型の年金委員の活動も活発なため、一層心強い。

「これからも年金委員や地域の方との連携を密にして、年金制度の周知に寄与したいと考えています」。

職員がストレスなく 快適に働ける環境を整備

総務課では、同年金事務所内の庶務・福利厚生関連の業務を一手に引き受けている。職員は計5名。樋口勝総務課長は、「当年金事務所は管内の事業所数も毎日のお客数も多く、それだけに業務負担も大きい事務所だといえますが、職員が快適に笑顔で働ける職場にしようとして努めています」と語る。



施設や物品を含め、事務所内

がきちんと整備されていることは、職員がストレスなく働ける環境づくりに欠かせない。

「職員が80名と大所帯であるにもかかわらず、当年金事務所の間人間関係は良好で和やか。これからもこの雰囲気を保つためにも、事務所内の環境整備に力を入れて取り組むつもりです」。

今年度は大規模事業所や パート等の調査に力を入れる

厚生年金適用調査課の職員は計16名。管内の厚生年金の適用事業所数は今年8月末現在で9,820事業所（厚生年金被保険者数は24万9,099人）を数える。

同課では、適用加入指導を行う「適用推進班」と、事業所の調査を行う「調査班」に分かれて業務を行っている。努力の甲斐あり、「最近では未適用事業所の適用化が増えています」と水村健厚生年金適用調査課長は言う。

管内の最近の特徴は、大宮駅周辺で事業者の加入と、事業所の閉鎖による脱退が多いということ。建設会社の下請け企業なども多く、加入が進まない傾向もある。

また、被用者が3,000人を超える事業所も管内には多く、今年度は大規模事業所に対する調査に力を入れ、パートやアルバイトの人についても細かく調べていく予定だ。

数多くの事業者に対応するととなると、心配になるのが職員の健康管理。

「メンタル面にも気を配って、業務を進めていきたいと考えています」。



滞納事業所数は928件 収納率は目標達成

厚生年金徴収課の職員は10名。うち6名が、担当別に区域を分けて事業所に対応している。

管内の滞納事業所数は徐々に減らすことができ、今年8月末時点で928件になった。「自分がある間には、800件台にまで減らしていきたいです」と、**石原一樹厚生年金徴収課長**は意気込みを語る。

厚生年金保険料の収納率も今年2月末で98.4%となり、行動計画の98.19%を達成できたほか、事務所で独自に設定した目標である99.93%も達成した。



滞納処分については、約束不履行時には財産調査とともにスピード感を持って徹底するという方針だ。しかし、滞納事業所のほとんどは悪質ではなく、資金繰りに行き詰まって保険料を滞納しているという状況でもある。

「いかに滞納を解消するか、厳しい対応をとりつつも、事業所の事情も聞きながら改善を促していく考えです」。

今年度の特別催告状は 8万件近くを送付予定

国民年金課は、適用関係の業務や市町村との連絡調整を行う1課（職員15名）と、保険料収納や強制徴収にかかわる2課（職員9名）に分かれているが、厳密に担当を分けているわけではなく、状況に応じて両課が同じ業務に当たっている。

管内の国年保険料の納付率は今年8月末時点で55.9%。「これを今年度末までに61.42%まで改善していくことが目標で

す」と、**山崎富士雄国民年金1課長**と、**相田斉昭国民年金2課長**。

そのために、特別催告状を主体に納付や免除勧奨にも力を入れている。

とはいえ、管轄規模が大きいだけに、送付する特別催告状の数は半端ではない。今年度末までに7万8,570件を送る計画で、それを1課と2課の職員が総出であたっている。今年8月末までに3万6,813件を送付したところで「ようやく折り返し地点に来ました」と相田2課長。送付すると来所や電話も増えるので、その対応にも追われる。

納付対策のため、昨年9月からは毎月第2土曜日に「納付相談会」を同年金事務所で開催。遠方の鴻巣市、桶川市、上尾市、北本市でも昨年度は実施した。

納付相談会には市場化テスト業者にも参加してもらっており、適宜、督促対象者の情報提供を速やかに行い、特別催告状との相乗効果を図っている。

20歳の職権適用は1課の担当。特定業務契約職員3名が訪問による勧奨を行っている。「訪問しても留守の家が多いので、電話番号が判明した人には会える日を電話で約束したうえで訪問しています」と山崎1課長は説明する。電話番号はタウンページなども使って調べたりと、地道な作業を行っている。

市区町村との連携は良好。所得情報などもスムーズに提供されている。また、市区町村を対象にした事務研修会も年5回（うち1回総会含む）開催している。互いの往来も多く、「気軽に『今度行きますよー』と言え



る関係ができています」（山崎1課長）。

今後の抱負は、やはり国年保険料の納付率の向上。「目標必達で臨みます」と山崎1課長も相田2課長も口をそろえる。

1日に平均130人の来客と 160本の電話に対応

お客様相談室の職員は23名。ブースの数は常設が10で、臨時が2となっている。1日の来客数は平均約130人と多い。加えて電話も1日に約100件あり、1日の半分以上、電話対応に追われる職員もいる。

「窓口の待ち時間は30分以内を目指していますが、お客様が特に多い月曜日はどうしても30分を超えてしまいます」と、**内川恵美子お客様相談室長**。そうしたなかで、お客様に少しでも気持ちよく帰っていただけるようにと常に心がけて対応している。



職員のスキルアップにも力を入れている。朝礼の時間の15分を使い、指示依頼や、ブロック本部からの通達や法改正についての伝達を行っている。

課題は、せっかく職員が知識や経験を積んでも雇用期限があるということ。

「来年3月末には特定業務契約職員5名が雇用期限を迎える予定で、しかも来年は法改正がある。窓口相談体制をどう確保するかが問題です。職員が知識と経験を長く生かせる雇用形態にしていくことも大切だと思います。それが記録問題の再発を防ぐことにもなるのではないのでしょうか」。